

入札公告

川崎町公告 第6号

福岡県 川崎町が発注する建設工事について、下記のとおり一般競争入札を行いますので、
公告します。

令和5年6月12日

福岡県川崎町長 原口 正弘

記

1 工事名

令和5・6年度 川崎町防災行政無線改善工事

2 工事場所

福岡県田川郡川崎町大字田原789番地の2 外7箇所

3 工事概要

別紙「概要説明書」のとおり

※概要説明書に関しては、5の(1)の部署で配布とする。

4 工期

自 令和5年 8月(議会承認の効力発生日)

至 令和7年 3月21日

5 契約及び工事に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 入札及び契約に関すること

〒827-8501 福岡県田川郡川崎町大字田原789番地の2

川崎町役場 防災管財課 管財契約係 (役場庁舎二階)

Mail : bousai-kanzai@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp

TEL 0947-72-3000 内線 235

(2) 工事に関すること

〒827-8501 福岡県田川郡川崎町大字田原789番地の2

川崎町役場 防災管財課 消防防災係 (役場庁舎二階)

Mail : bousai-kanzai@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp

TEL 0947-72-3000 内線 232・237

6 入札書比較価格

97,600,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない)

7 最低制限価格

89,792,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない)

8 入札参加資格 (入札参加資格は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び第167条の5第1項の規定に基づき定める参加資格をいう。)

川崎町建設工事指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規則第1条及び第3条第1項第1号、第5号、第6号、第8号の規定を準用し、資格基準に該当する者をいう。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に抵触しない者
- (2) 経営状態が健全であると認められる者
- (3) 県知事が実施する経営事項審査証明書のある者
- (4) その他関係法令に違反しない者

9 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ)

令和5年6月12日(月)現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 令和3年度以降において、川崎町一般競争入札参加資格審査申請書を川崎町長に提出し、電気通信工事業として受理されていること。(ただし、川崎町一般競争入札参加資格申請書は随時受付のため、入札参加願の受付終了まで受理可能とする。)
- (2) 福岡県内に本店、支店もしくは営業所を有し、経営事項審査結果(最新)の電気通信部門の総合評定値(P)が1000点以上であること。
- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 電気通信工事施工管理技士1級もしくは監理技術者(通信部門)及び土木工事施工管理技士2級以上の資格を有する主任技術者を専任で配置できること。
- (5) 国、福岡県及び川崎町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でないこと。
- (6) 福岡県内において過去3年(令和3年以降)防災行政無線60MHz帯同報系(16QAM若しくはQPSK方式)で5千万円以上の元請実績を有すること。
- (7) 当該設備更新時において、既設設備の運用停止を1日以内(24時間)で更新ができること。
- (8) 当該設備を期限内に、別紙仕様書を厳守の上、設計・納入・施行・調整・動作確認ができること。

10 入札説明書の交付

(1) 期 間

**令和5年6月12日(月)から令和5年7月25日(火)までの土、日、祝日を除く
毎日、午前8時30分から午後5時まで**

***ただし、入札参加願の受付期間は、11の(1)とする。**

(2) 場 所

5の(1)の部署とする。

11 入札参加願の受付

(1) 受付期間

**令和5年6月12日(月)から令和5年6月23日(金)までの土、日、祝日を除く
毎日、午前8時30分から午後5時まで**

(2) 受付場所

5の(1)の部署とする。

12 入札及び開札

(1) 日 時

令和5年7月26日(水) 午前10時

(2) 場 所

福岡県田川郡川崎町大字田原789番地の2
川崎町役場 二階 入札室

(3) 入札の方法

- ア 入札は、川崎町の定める入札書により作成し、入札の日時に入札場所において提出する。ただし、郵送は認めない。
- イ 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- ウ 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人となることができない。

(4) 開札の方法

開札は、入札後直ちに入札者又はその代理人の立会いのもとで行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除とする。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 川崎町を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 入札者が入札参加資格のない場合及び当該入札日が指名停止期間となる場合の入札。
- (2) 同一入札者がした二通以上の入札。
- (3) 金額の記載のない入札。
- (4) 金額の重複記載又は誤字脱字により、必要事項を確認できない入札。
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札。
- (6) 不正行為があったと認められる入札。
- (7) 入札者が所定の日時、場所に到着しないとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法令又は入札条件に違反する入札。
- (9) 工事費内訳書の提出は入札条件とし、提出が無い場合は入札の無効となる。
また、工事費内訳書と入札書の金額が同額でない場合も入札の無効となる。

15 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札者のうち、最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。なお、落札となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに抽選により落札者を決定する。

16 契約について

契約の締結は、川崎町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決があった旨を川崎町から請負業者に通知したときに効力を生ずるものとし、当該通知の日をもって本契約日とする。

17 その他

- (1) 現場及び入札説明会を行わない。
- (2) 詳細は入札説明書による。